**学術支援覚書**

（趣旨）

第１条 本覚書は、大学、独立行政法人、公益法人等における公益を目的とする研究を実施するに際して、それらの機関に属する研究者（以下「甲」という）が公益財団法人サントリー生命科学財団生物有機科学研究所（以下「財団」という）に対して学術支援（以下「本支援」という）を申し込むにあたり、支援を担当する財団の職員（以下「乙」という）との間で締結するものである。

（支援の題目）

第２条 公益を目的とする研究活動に限り、甲が下記研究題目の研究（以下「本研究」という）を自発的に進める際に、下記研究期間において、財団が了解した内容に基づいた本支援を、甲は乙から受けることができる。

　　　 　 支援題目：

研究目的および内容：

 本支援の目的および内容：

 支援期間：

甲：本研究を遂行する者：（責任者氏名・職）

 乙：本支援を遂行する者：（責任者氏名・職）

（学術支援の実施）

第３条 本支援の期間は、原則として支援計画に含め、双方の合意した期間とする。延長する場合は、別途、手続きを行う。

２　 甲は、乙が必要とする試料や情報を提供する。

３　 乙は支援計画に基づき、甲が提供する試料または指定する試料について、測定、評価、資料作成等を行なう。

４　 乙は必要に応じて、甲が財団所有の施設・設備および技術力などを活用できるよう協力する。

（秘密保持および適用除外）

第４条 甲および乙は、本支援に関連して知り得た相手方の機密事項を、事前の文書による相手方の承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。また、本覚書で定めた研究以外の目的に使用してはならない。

２　 秘密保持契約を必要とする場合は、甲および財団は適切に別途契約を締結するものとする。

３ 下記事項について相手方に明確にできる場合は、前２項の規定は適用されない。

①既に公知・公用のもの

②既に自己が知っていたと立証できるもの

③相手方よりの開示後、自己の責によらずに公知・公用となったもの

④自己が、第三者より正当に得たもの

⑤相手方の機密事項を参照することなく、独自に開発したもの

（研究担当者の派遣等）

第５条 甲は、財団の同意を得て、本テーマに関与する研究者や大学院生等を財団に派遣することができる。

２　 甲は、研究担当者を財団に派遣するに当たり、財団が指定する手続きや講習などを受け入れると共に、財団の施設・設備等の使用に当たっては財団の定める利用規定を遵守し、安全を確保しなければならない。

３　 甲が試料・薬品等を持ち込む場合、その毒性や爆発の危険性などの取扱注意事項を、財団に事前に書面で通知し承認を得なければならない。また派遣期間終了後、甲は速やかに当該試料・薬品等を持ち帰らなければならない。

（経費）

第６条 財団は、原則として本支援遂行のために必要となる消耗品費、光熱水料、設備の使用･管理･購入等の直接的な経費および経費の管理等に係る間接経費を甲に請求しない。

２　 高額な経費が必要となった場合、財団は本支援の扱いについて、甲と別途協議する。

（知的財産権の取扱い）

第７条 本支援を受けた研究の成果について、発明や考案あるいは意匠創作など（以下「当該発明等」という）がなされた場合、当該発明等の知的財産権は原始的に甲に帰属するものとする。

２　 甲は、当該発明等の公開後、財団に報告するものとする。

３　 財団は、当該発明等の公開後、当該発明等が財団の本支援を元に行われたことを公表することを甲に求めることができる。

４　 乙が新たに生み出した発明等が生じた場合、第４条第３項に定めた機密事項の適用除外に該当するか否か、およびその帰属と譲渡の条件等について、甲と財団で協議するものとする。

（試料や研究成果の帰属）

第８条 本支援の提供の結果、作成された試料や研究成果（第７条４項に定める当該発明等を除く）などは原則的に甲に帰属する。

（学術支援成果の公表）

第９条 本支援を受けた研究の内容や成果を、甲が雑誌や論文あるいは学会などで公表する場合、本支援による成果であることを謝辞もしくは共著として明確にすることを、財団は甲に求めることができる。

２　 前項で共著とする場合、財団はその内容について責任を負うものとする。

３　 第1項で共著とする場合、甲は事前に財団の同意を得るものとする。

４　 第1項で謝辞とする場合、甲は、公表の場や内容について、事前に財団に通知するものとする。

（成果の利用）

第１０条 甲および財団は、本支援で得られた作製物や資料およびデータなどを、販売あるいは本覚書で定めた研究以外の目的に使用してはならない。

（支援の中止と変更）

第１１条 財団は、天災その他研究遂行上やむを得ないと認める理由により本支援の続行が困難となった場合、甲と協議の上、本支援の中止もしくは終了、ないしは支援内容の変更をすることができる。

２　 甲が覚書に従わなかった場合や支援に必要な試料、情報等が提供されなかった場合、財団は本支援を中止もしくは終了することができる。

３　 支援内容が当初の計画から変更され、学術支援の範囲を逸脱すると財団が判断した場合、本支援の中止、もしくは別途定める共同研究もしくは受託研究への変更等、その扱いについて、双方で協議するものとする。

（支援の報告）

第１２条 乙は、本支援終了後に支援実施に関する報告書等を作成し、甲と財団に報告する。

２　 甲は成果を公表した場合には、公表の場や内容について財団に報告する。

（支援内容の公表）

第１３条 財団は、学術支援のリスト等を支援終了後あるいは当年度末をもって、公表できる。

（有効期間）

第１４条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から第１条に定める本研究の研究期間終了日までとする。ただし、甲および財団との協議の上、短縮あるいは延長など行うことができる。

２　 本覚書が終了した後も、第４条および第７条ないし第１０条は、２年間有効に存続するものとする。

（協議）

第１５条 本覚書に定めのない事項または本覚書に定めた条項に疑義が生じた場合、甲および財団は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

付記事項

乙は財団を代表して本覚書を締結する。本覚書締結の証として本書２通を作成し、甲および乙とはそれぞれ記名押印の上各１通保有する。

　　　年　　　　月　　　日

甲：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙：　〒619-0284

京都府相楽郡精華町精華台8丁目1番地の１

公益財団法人サントリー生命科学財団生物有機科学研究所

研究企画部長/研究部長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿